

古物関係物品価格表

★古物商・古物市場主許可標識 1枚 2,600円 (送料・税込み) 内訳 単価(税込) 2450円 送料 150円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 5枚毎に150円加算

* 振込金額 = 許可標識申込数 × 2,450円 + 送料

(例) 申込1枚の場合 2,600円(内訳: 許可標識1枚2,450円 + 送料150円)

申込6枚の場合 15,000円(内訳: 許可標識6枚14,700円 + 送料300円)

◎ 振込手数料は、申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～5枚	150円
6～10枚	300円

★古物商行商従業者証 1枚 1,000円 (送料・税込み) 内訳 単価(税込) 870円 送料 130円

(郵送時の送料と振込金額)

* 送料 10枚毎に130円加算

* 振込金額 = 従業者証申込数 × 870円 + 送料

(例) 申込1枚の場合 1,000円(内訳: 従業者証1枚870円 + 送料130円)

申込11枚の場合 9,830円(内訳: 従業者証11枚9,570円 + 送料260円)

◎ 振込手数料は申込者様の負担とさせていただきます。

基本送料

申込枚数	送料
1～10枚	130円
11～20枚	260円

【代金前払】 取扱金融機関 滋賀銀行

払込先名義 公益社団法人 滋賀県防犯協会

種別	支店名	口座番号
普通預金	県庁支店	376026

公益社団法人 滋賀県防犯協会

〒520-8501

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟内

お問合せ先

電話番号 077-525-6529

FAX番号 077-525-6556

E-mail: info@bouhan-shiga.or.jp

(2023年1月4日修正)

古物営業法では、次の通り定められています。

古物商・古物市場許可標識の提示(法第12条第1項)

古物商又は古物市場主は、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

古物商行商従事者証の携帯・提示(法第11条第2項・第3項)

古物商は、その代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)に行商をさせるときは、当該代理人等に、国家公安委員会規則で定める様式の行商従業者証を携帯させなければならない。

古物商又はその代理人等は、行商をする場合において、取引の相手方から許可証又は前項の行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。